

平成29年4月25日(火)
仁比 聰平(共産)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

1問 被害者が幼少時に性的被害を受け、その加害行為から相当の期間が経過した後にうつ病等の疾病が発症し、損害が発生した事案について、改正法案においては、どのように救済がされるのか、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

現行法は、不法行為に基づく損害賠償請求権については、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年が経過すると時効によって消滅し、不法行為の時から20年が経過する場合も同様と規定している(現行第724条)。

2 3年の消滅期間について

改正法案においては、まず、人の生命又は身体を害する損害賠償請求権の短期の消滅時効期間を、現行の「3年」から「5年」に長期化する特例も設けることとしており、これに該当する性的被害については、時効は長期化され、被害救済が進むことになる。

(なお、不法行為に基づく損害賠償請求権の3年の消滅時効の起算点である「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」の解釈において、判例は、当該加害行為が不法行為を構成することも知っていたことが必要であるなどとし、単に損害の発生を知っただけでは3年の消滅時効は進行しないとして被害者の救済を図っているが、このような解釈は、改正法案においても変更はない。)

3 20年の消滅期間について

また、改正法案においては、被害者の保護を図る観点から、判例がその性質を除斥期間と解している長期20年の消滅期間について、これを消滅時効期間と改めることとしている。これにより、被害者は、(時効の中止・停止を再構成した)

時効の完成猶予・更新の規定の適用を受けることが可能となるし、被害者は、加害者による時効の援用が権利濫用であるなどと主張することも可能となり、個別の事案に応じて、被害者の保護を図ることが可能となる。

(なお、現行法の下においても、うつ病を発症したことによる損害は、その損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に発生したものであること等を理由に、20年の除斥期間の起算点は、加害行為の時点ではなく、そのうつ病が発症した時点であるとする下級審裁判例があり、その結論を最高裁も是認していると承知しているが、改正法案の下でも、この下級審の考え方が直ちに否定されるものではないと考えられる(注)。)

(注) 札幌高裁平成26年9月25は、「一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべき」、「うつ病を発症したことによる損害は、その損害の性質上、加害行為である本件性的虐待行為が終了してから相当期間が経過した後に発生したものであり、かつ、それまでに発生していたPTSD、離人症性障害及び摂食障害に基づく損害とは質的に全く異なる別個の損害と認められるから、除斥期間の起算点は損害の発生した時、すなわち、うつ病が発症した時である」とし、本件性的虐待行為をしたことによりうつ病を発症させたことを理由とする不法行為に基づくその損害を賠償する義務を認める。最高裁は、この判決に対する上告を棄却し、上告受理申立ても不受理とし、この判決の結論を是認している。

(対大臣・副大臣・政務官)

4月25日(火) 参・法務委

民事局 作成

仁比 聰平 議員(共産)

2問 被害者が幼少時に性的被害を受け、その加害行為から相当の期間が経過した後にうつ病等の疾病が発症し、損害が発生した事案について、被害者の損害賠償請求権が時効等によって消滅することは不合理であると思うが、法務大臣の所見を問う。

〔消滅期間の趣旨〕

- 不法行為の損害賠償請求権の消滅期間には、長い時間の経過に伴って証拠が散逸することなどにより反証が困難となった債務者を保護するという公益的機能もあり、その機能は軽視することができない。
- 他方で、被害者の保護を図る必要があるという要請も重要であるものと認識している。

〔改正法案の内容〕

- 改正法案は、以上を踏まえ、人の生命又は身体を害する損害賠償請求権の短期の消滅時効期間を、現行の「3年」から「5年」に長期化する特例を設けるとともに、判例により20年の除斥期間と解されている長期20年の消滅期間について、これを消滅時効期間と改めることにより、被害者が、加害者による時効の援用が権利濫用であるなどと主張することも可能としている。
- このように改正法案は、被害者の救済を図る余地が広がることを期待しているものであり、適切に運用されるよう、その趣旨については、十分に周知徹底するように

努めてまいりたい。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線  携帯電話 】

平成29年4月25日（火）
仁比 聰平（共産）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

3問 他の法律の中には、民法の不法行為の消滅時効及び除斥期間の規定を前提にするものがあるが、今回の改正で不法行為の規定を見直すことを踏まえて、そのような法律の見直しは検討されたのか、法務当局に問う。

（答）

一括審議がされている「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、いわゆる整備法案は、各省庁において民法改正法案に伴う整備等が必要であると判断した多くの法律の改正規定を、一本の法案に取りまとめる形で立案したものである。

この立案の過程においては、法務省において、各省庁に対し、不法行為の規定の見直しを含めその民法改正案の内容について説明等をし、各省庁においてその所管の法律について整備等の必要性があるかについて、協議・検討を行ったところであり、実際にいくつかの法律において法律の見直しがされている（注1）（注2）。

（注1）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案においては、提出時で216本（衆議院通過時で221本）の法律について整備等を行っている。

（注2）「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」では、「民法の一部を改正する法律」の施行に伴って、民法施行法、商法、会社法、破産法等の整備等を行うこととしている。例えば、次のとおりである。

- ・生命・身体の損害に係る損害賠償請求権について損害及び加害者を知った時から3年間という時効期間を5年間とする特則を設けること（第724条の2）に伴い、不法行為債権と同様の扱いがされている特殊な損害賠償請求権であって、生命・身体侵害に係るものについて、同様の措置を講ずるもの

　　製造物責任法（第3条）、鉱業法（第115条）、水洗炭業に

関する法律（第20条）ほか合計13本（法務省所管はなし）

- ・不法行為による損害賠償の請求権の長期の期間制限（20年）の規定（現行第724条後段）を除斥期間ではなく消滅時効とすること（第724条）に伴い、不法行為債権と同様の扱いがされている特殊な損害賠償請求権について、同様の措置を講ずるもの

製造物責任法（第3条）, 鉱業法（第115条）, 水洗炭業に関する法律（第20条）ほか合計15本（法務省所管はなし）

(対大臣・副大臣・政務官)

民事局 作成

4月25日(火) 参・法務委

仁比 聰平 議員(共産)

4問 今回の民法改正を踏まえ、不法行為の規定を前提とする特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を20年で区別している特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第6条について改正をしないのは不合理であると思うが、法務大臣の所見を問う。

〔前提〕

- 整備法案は、各省庁において民法の一部改正に伴う整備が必要であると判断した法律の改正規定を、一本の法案に取りまとめる形で立案したものである。
- すなわち、今回の民法の一部改正の趣旨を踏まえて、民法以外の他の法律の規律を実質的に変更する改正規定を整備法案に設けるかどうかは、その法律の所管省庁の判断によるものである。

〔結論〕

- したがって、(民法の不法行為の規定を前提とし、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を20年で区別している)特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の規定(第6条)の改正の要否については、これを所管していない法務省としてお答えすることは適当でない。(注)

(注)特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法は、平成23年に成立した法律であり、所管は厚生労働省である。

(参照条文)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額)

第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次のイからハまでに掲げる者 三千六百万円

イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者（次号イに掲げる者を除く。）

ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者（イ並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。）

ハ B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）に罹患した者（イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。）

二 次のイからハまでに掲げる者 九百万円

イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者のうち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者

ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者のうち、当該肝がんを発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（イ及び前号イに掲げる者を除く。）

ハ B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）に罹患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（イ及びロ並びに前号イ及びロに掲げる者を除く。）

三～十 (略)

2 (略)

平成29年4月25日(火)
仁比 聰平(共産)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 現行法第170条から第174条までに定められた短期消滅時効の特例を廃止することとした理由について、法務当局に問う。

(答)

1 現状

現行法第170条から第174条までの規定は、一定の債権について時効期間を3年、2年又は1年とする短期消滅時効の特例を設けている(注1)。その趣旨は、特例の対象とされた債権は、制定当時、比較的低額で、短期間で決済されることが通常であり、弁済の証拠を発行せず、発行しても保存しない慣習があると考えられたことから、特に時効期間を短期間にしてその権利関係を早期に決着させることにより、将来の紛争を防止することにある。

2 問題の所在

しかし、これらの細かな特例が存することにより、どの規定が適用されるのかを確認する手間がかかり、適用の誤りや規定の見落としの危険も生ずる上、現代社会においては取引が極めて複雑・多様化していることから、特例の適用を受ける債権といえるかどうかの判断が難しいものが生じている。

(注2)。

さらに、制定後の社会状況の変化によって多様な職業が出現するなどしたため、特例の対象とされた債権に類似するものも現れているが、その両者の間で時効期間に大きな差が生ずることから、特例自体の合理性に疑義が生じている(注3)。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、現行法第170条から第174条までに定められた短期消滅時効の特例を廃止すること

としている（注4）。

（注1）現行法第174条第1号は「月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権」の時効期間を1年と定めている。この短期消滅時効の特例として、労働基準法第115条は、退職手当を除く賃金の時効期間を2年と定めている。これは、労働者を保護する趣旨の規定であるとされている。同条については、改正法案において現行民法第174条を削除したことに伴い、2年の短期消滅時効を維持するかどうかが問題となり得るが、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案においては特に改正は行われておらず、現行の規律が維持されている（なお、民法以外の各法律が定める時効期間の特例については、労働債権の時効期間を含め、将来の見直しの余地がないわけではない。）。

（注2）例えば、現行法第174条第5号にいう「動産の損料」について、判例では、動産の賃貸借による賃料を単純に指すのではなく、貸寝具、貸衣裳等の極めて短期の動産賃貸借に基づく賃料に限られると解されており、土木建設用の重機械が営業のために数箇月にわたって賃貸された場合の賃料は損料には当たらないと判断されているが、具体的な事案において「動産の損料」に当たるか否かを判断することが困難な場合も少なくないといわれている。すなわち「動産の損料」に当たるか否かについては、賃貸物の性質、賃貸期間、賃料額などの諸事情を総合して判断をすることになるが、具体的な事案においては、「極めて短期の動産賃貸借に基づく賃料」と評価すべきか否かの判断が難しいことがあり得る。

（注3）例えば、漁業協同組合の魚類売却代金債権について、生産者、卸売商人等の売却代金債権の時効期間を2年と定めた現行法第173条第1号の適用があるかが争われた事案で、営利を目的とする団体ではないことから「生産者」にも「卸売商人」にも該当しないし、これらに準ずるものでもないとして、適用を否定して時効期間を10年とした判例があるが、漁業協同組合の活動の実態等に鑑みれば、特例の適用を否定する合理的な理由はないといわれている。また、医師の診療等に関する債権の時効期間を3年と定めた現行法第170条第1号についても、時効期間が10年とされる柔道整復師等の

隣接職業の債権との間に差をつける合理的な理由はないといわれている。

(注4) 現行法の短期消滅時効制度は、母法國であるフランスの制度を継受したものであるが、この制度はフランスにおいても合理性に欠けるとして、2008年に廃止されている。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<u>第百七十条から第百七十四条まで 削除</u>	<u>(三年の短期消滅時効)</u> <u>第百七十条</u> 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、 <u>第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。</u> 二 <u>医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権</u> 二 <u>工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権</u>
	<u>第百七十二条</u> <u>弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。</u> <u>(二年の短期消滅時効)</u> <u>第百七十二条</u> <u>弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年</u>

間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第百七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

二 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権

三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第百七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

二 月又はこれより短い時期によって定めた使用者の給料に係る債権

- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娛樂場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

平成29年4月25日（火）
仁比聰平（共産）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

6問 他の法律の中には、民法の短期消滅時効の特例を前提にするものがあるが、今回の改正において短期消滅時効の特例を見直すことを踏まえて、そのような法律の見直しは検討されたのか、法務当局に問う。

（答）

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、いわゆる整備法案は、各省庁において民法改正法案に伴う整備等が必要であると判断した法律の改正規定を、一本の法案に取りまとめる形で立案したものである。

この立案の過程においては、法務省において、各省庁との間で協議・検討を行っている。

ご指摘の民法以外の法律における短期の消滅時効期間の特則については、それぞれの法律が対象とする取引の性質や実情を考慮して定められたものであり、民法の原則的な消滅時効期間の見直しに伴って、必然的に改正が必要となるものではないが、そのことを前提としつつも、原則的な期間の見直しを踏まえて、各省庁においてその所管の法律について整備等の必要性があるかどうかの検討も要請していたものである

（注1）（注2）。

（注1）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案においては、提出時で216本の法律について整備等を行っている。

（注2）「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」では、「民法の一部を改正する法律」の施行に伴って、民法施行法、商法、会社法、破産法等、合計216本（提出時）の法律の整備等を行うこととしている。

例えば、民法よりも短期の時効期間を定める規定など民法の特例を定める規定につき、次のように、時効期間の起算点を明示する、

又は中断及び停止という概念を完成猶予及び更新に置き換えるなど、民法が消滅時効に関する規定を改正したことに伴う改正をしている（本数は、いずれも提出時）。

① 時効の起算点の明確化に関する改正

商法（第567条等）ほか合計91本（うち法務省所管は5本）

② 時効の中止・停止という概念の置き換えに関する改正

会社法（第545条）ほか合計79本（うち法務省所管は9本）

なお、短期消滅時効期間そのものの見直しに至ったものはない。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火)参・法務委

民事局 作成
仁比 聰平 議員(共産)

7問 短期消滅時効の特例が廃止されたのに、賃金債権の消滅時効期間を2年としている労働基準法第115条が改正されないのは不合理であると思うが、法務大臣の所見を問う。

〔前提〕

- 整備法案は、各省庁において民法改正法案に伴う整備が必要であると判断した法律の改正規定を、一本の法案に取りまとめる形で立案したものである。
- すなわち、今回の民法の一部改正の趣旨を踏まえて民法以外の他の法律の規律を実質的に変更する改正規定を整備法案に設けるかどうかは、その法律の所管省庁の判断によるものである。

〔結論〕

- したがって、(賃金債権の消滅時効期間を2年としている) 労働基準法の規定(第115条)の改正の要否については、これを所管していない法務省としてお答えするることは、適当でない。(注)

(注) 労働基準法の所管は厚生労働省である。

(参照条文)

- 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)
(時効)

第百十五条 この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)、災害補償その他

の請求権は二年間、この法律の規定による退職手当の請求権は五年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

6

8

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】